

令和 6 年度みなべ町地域おこし協力隊（森林事務）募集要項

町は、みなべ川森林組合の業務に従事する「地域おこし協力隊」を募集しています。

和歌山県日高郡みなべ町は、和歌山県の中央部に位置し、海、山、川の豊かな自然に恵まれた町です。また、梅の最高級ブランドである「南高梅」誕生の地で、日本一の梅の産地として知られています。

町面積の約7割が森林で、地域の林業においては、みなべ川森林組合が大きな役割を果たしています。

山を守り、育てる仕事に興味のある方は、みなべ川森林組合の一員として、地域林業の振興に力を尽くしませんか。

1 募集人員

1 名

2 活動内容

ア 森林施業に関する業務

- ・事務及び現場管理
- ・現場作業

イ 地域振興・林業振興につながる活動

ウ 退任後の定住に向けての活動

エ その他、目的達成に資する活動

3 応募資格

次の（１）～（１１）全ての要件を満たす方

- （１）年齢が令和 6 年 4 月 1 日現在で 20 歳以上 45 歳以下の方
- （２）応募時点で 3 大都市圏及び政令指定都市等に居住し、採用後、みなべ町に住民票を異動して居住できる方（詳しい居住要件はお問い合わせください。）
- （３）林業振興に興味があり、何事にも前向きに挑戦する意欲のある方
- （４）地域の特性や風習を尊重し、地域住民と積極的にコミュニケーションを図れる方
- （５）協力隊終了後もみなべ町に定住し、就労する意欲のある方
- （６）心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる
- （７）普通自動車運転免許を取得している方(AT 限定不可)
- （８）地方公務員法第 16 条に規定する一般職員の欠格事項に該当しない方
- （９）活動に際して町条例及び規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方
- （１０）土日及び祝日の行事参加や夜間の会など、不規則な勤務に対応できる方

(11) パソコン(Word、Excel、Power point 等)の基本操作ができる方

4 雇用形態

会計年度任用職員

5 任用期間

- (1) 初年度の任用期間は任用の日から令和 7 年 3 月 31 日までです。
- (2) 年度毎に委嘱し、最長 3 年間が限度となります。
- (3) 協力隊員とふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

6 報酬

- (1) 月額 166,000 円 (社会保険料等の本人負担分が差引かれます。)
- (2) 期末・勤勉手当支給 (年 2 回《6 月、12 月》)
- (3) 退職手当等、諸手当は支給しません。

7 待遇及び福利厚生

- (1) 健康保険は和歌山県市町村等職員共済組合に加入します。
- (2) 厚生年金、雇用保険等の社会保険に加入します。
- (3) 住居については、みなべ町が用意する住宅に入居してもらいます。予算の範囲内で家賃の一部 (月 5 万円を上限) を町で負担します。(※転居にかかる費用、光熱水費、生活に必要な費用等は自己負担となります。)
- (4) 活動に必要な車両、パソコン等の備品を無償貸与します。
- (5) 休日で業務に支障がなければ、兼業を認めます。
- (6) みなべ町での生活や通勤の移動手段として自家用車は必要不可欠です。自家用車等の持ち込みをお勧めします。私用で公用車は使えません。

8 勤務地

みなべ町内

9 勤務日・勤務時間・休日

1 日につき 7 時間 45 分、週 4 日 (月曜日から木曜日まで) の活動を原則としますが、必要に応じて時間外・勤務日以外の勤務もあります。

勤務日以外の出勤は、代休です。

10 応募方法

(1) 申込受付期間

令和 6 年 1 月 4 日～令和 6 年 2 月 16 日

窓口受付時間：午前 8：30 ～ 午後 5：15（土・日曜、祝日除く）

（２）提出書類（提出された書類は返却しません）

- ・本町指定の応募用紙
- ・履歴書(市販のもので可。写真添付)
- ・現住所が確認できる書類
- ・作文（A4 で書式自由、パソコン作成可）

みなべ町で地域おこし協力隊として活動することについての自己 P R を 800 文字程度にまとめてください。文頭に住所と氏名を記入してください。

（３）申込み先

〒645-0002 和歌山県日高郡みなべ町芝 742 番地

みなべ町役場 産業課

（４）申込方法

提出書類を申込み先に持参もしくは郵送してください。郵送の場合は受付期間内必着とします。

11 選考

（１）第 1 次選考

書類選考の上、結果を応募者全員に文書で通知します。

（２）第 2 次選考

第 1 次選考合格者を対象に面接を行います。日時及び会場等の詳細については、第 1 次選考結果の通知の際にお知らせします。

なお、第 2 次選考試験に要する交通費及び宿泊費は応募者負担とします。

（３）最終選考結果の報告

最終結果報告は、第 2 次選考試験受験者全員に文書で通知します。

※住民票の異動は委嘱日以降にしてください。それ以前に住所を異動させると応募対象者でなくなり採用取り消しとなる場合があります。やむを得ず、委嘱日以前に住民票の異動が必要な場合は事前にご相談ください。

12 お問い合わせ

みなべ町役場 産業課（担当：津呂）

〒645-0002 和歌山県日高郡みなべ町芝 742 番地

TEL 0739-72-1337 FAX 0739-72-3893

E-mail sangyo@town.minabe.lg.jp